

学習指導要領・同解説における
消費者・金融経済・法・政治等に関する主な記述例

I 中学校

1. 消費者・金融経済教育に関する記述例 (下線は主な改善例)

(1) 社会〔公民的分野〕

中学校学習指導要領（平成20年3月）

2 内容

(2) 私たちと経済

ア 市場の働きと経済

身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質と関連付けて考えさせる。

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

3 内容の取扱い

ア アについては、身近で具体的な事例を取り上げ、個人や企業の経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われるという点に着目させるとともに、市場における価格の決め方や資源の配分について理解させること。その際、市場における取引が貨幣を通して行われていることに気付かせること。

イ イの「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。「財政」については、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせること。

中学校学習指導要領解説 社会編（平成20年7月）（抄）

(アについて)

「身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させる」については、経済活動が、一般的に人々が求める財やサービスを生産し、これらを消費することで生活を成り立たせている人間の活動であり、経済活動の意義とは、人間の生活の維持・向上にあり、経済は生活のた

め的手段にはほかならないことを、生徒の身近な経済生活である消費を中心に理解させることを意味している。

「価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる」については、「身近で具体的な事例を取り上げ、個人や企業の経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われるという点に着目させるとともに、市場における価格の決まり方や資源の配分について理解させる」(内容の取扱い)としている。

一般に、人間の欲求は多様で無限に近いものであるのに対し、財やサービスを生み出すための資源は有限であり、生み出される財やサービスもまた有限である。そこで、所得、時間、土地、情報などの限られた条件の下において、その価格を考慮しつつ選択を行うという経済活動がなされるのである。

したがってここでは、市場経済において個々人や企業は価格を考慮しつつ、何をどれだけ生産・消費するか選択すること、また、価格には、何をどれだけ生産・消費するかにかかわって、人的・物質的資源を効率よく配分する働きがあることなど、市場経済の基本的な考え方を具体的な事例を取り上げて理解させることを意味している。

なお、市場経済においてこれらの選択を行うに当たっては、あるものをより多く生産・消費するときには、他のものを少なく生産・消費しなければならないことがあることに気付かせることが必要である。また、「その際、市場における取引が貨幣を通して行われていることに気付かせる」(内容の取扱い)については、財やサービスの取引は貨幣を通して行われていることに気付かせるだけでなく、近年ではICTの発達により様々な支払い方法が用いられるようになってきていることにも気付かせることも必要である。

「現代の生産…の仕組みや働きを理解させる」については、家計と企業との関連に着目しながら、人々が求める財やサービスを作り出す生産が、家計によって提供される労働やその他の資源を投入して企業を中心に行われていることについて理解させることを意味している。

「金融などの仕組みや働きを理解させる」については、家計の貯蓄などが企業の生産活動や人々の生活の資金などとして円滑に循環するために、金融機関が仲介する間接金融と、株式や債券などを発行して直接資金を集める直接金融を扱い、金融の仕組みや働きを理解させることを意味している。

「社会における企業の役割と責任について考えさせる」については、企業は市場において、公正な経済活動を行い、消費者、株主や従業員の利益を増進させる役割を担っていること、さらに、生産活動以外に社会的に貢献していることについて考えさせることを意味している。その際、例えば、自分とかわらせて考えさせ、考えたことを説明させる学習活動を取り入れる工夫なども必要である。

「社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の内容と関連付けて考えさせる」については、職業の意義や雇用などについては、それが家計を維持・向上させるだけでなく、個人の個性を生かすとともに、個人と社会とを結び付け、社会的分業の一部を担うことによって社会に貢献し、社会生活を支えるという意義があることについて考えさせることを意味している。また、家計を維持・向上させる上で、雇用と労働条件の改善が重要であることについて気付かせ、産業構造の変化や就業形態の変化、内容の(1)のアの「現代日本の特色」についての学習などと関連付けながら考えさせることが大切である。その際、勤労が国民の権利であり義務であることや職業選択の自由が保障されていることと関連付けて考えさせるとともに、正しい勤労観や職業観の基礎を培うことが必要である。また、労働条件の維持・改善及び経済的地位の向上を図ることを主たる目的として労働者が自主的に組織する労働組合の意義や労働基準法が労働者が人たるに値する生活を営むための最低の基準を定め、労働者を保護しようとしていることと関連付けて考えさせることが必要である。

(イについて)

「社会資本の整備」については、社会資本が多く経済活動を円滑に進めるために必要な基礎的施設として、間接的に経済の発展に役立つことについて理解させるとともに、我が国の社会資本の現状及び社会の変化を踏まえ、福祉の向上を図る上で生活に関連した社会資本の充実が必要であることに気付かせることを意味している。

(略)

「社会保障の充実」については、日本国憲法第25条の精神に基づく社会保障制度の基本的

な内容を理解させ、その一層の充実を図っていく必要があることを理解させるとともに、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえながら、これからの福祉社会の目指すべき方向について考えさせることを意味している。

「消費者の保護」については、「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱う」（内容の取扱い）こととしている。ここでは、消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため、国は消費者政策を推進する役割を、地方公共団体は地域の社会的、経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させるとともに、企業は消費者の安全や、消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させることを意味している。また、消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させることを意味している。

「国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる」については、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など国や地方公共団体に任せ方が効率的であったり、公正であったり、市場の働きだけに任せたままでは解決が難しくかったりする問題について具体的に考えさせることを意味している。

「財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる」については、財政の歳入・歳出における内容を具体的に取り上げ、財政が国民福祉の観点に立って行われるべきものであることを踏まえながら、財政支出に対する要望は広範多岐にわたり、そのための財源の確保が必要であるが、国や地方公共団体の財源は無限にあるわけではないことに気付かせ、これらの学習の上に立って、財源の配分について、効率や公正の考え方に基づいて考えさせることを意味している。その際、アの「市場経済の基本的な考え方」で学習した「経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われる」という考え方を生かしながら扱うとともに、「少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせる」（内容の取扱い）ことが大切である。さらに、少子高齢社会における社会保障とその財源の確保の問題をどのように解決していったらよいか、税の負担者として自分の将来とかかわらせて考えさせるなどして、考えたことをまとめさせたり、説明させたりする活動を取り入れるなどの工夫も大切である。

「租税の意義と役割」については、統計資料などを有効に活用しながら租税の大まかな仕組みやその特徴にも触れ、国民生活に大きな影響力をもつ財政を支える租税の意義や税制度の在り方について考えさせることを意味している。また、「国民の納税の義務」については、国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解させるとともに、税の負担者として租税の使いみちなどについて理解と関心を深めさせるなど納税者としての自覚を養うことが重要である。

教科書における記述例

資料41-3 P21～35参照。(教科書は現行学習指導要領を基に作成。)

(2) 技術・家庭〔家庭分野〕

中学校学習指導要領（平成20年3月）

2 内容

D 身近な消費生活と環境

- (1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。
- ア 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。
 - イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

3 内容の取扱い

ア 内容の「A家族・家庭と子どもの成長」,「B食生活と自立」又は「C衣生活・住生活と自立」の学習との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。
イ (1)については、中学生の身近な消費行動と関連させて扱うこと。

中学校学習指導要領解説 技術・家庭編（平成20年7月）（抄）

ア 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。

ここでは、中学生にかかわりの深い事例を通して、自分が物資・サービスを購入する主体であり、適切な消費行動をとる必要があることなどに気付くようにするとともに、消費者の基本的な権利と責任について理解し、消費者としての自覚を高めるようにする。

自分や家族の消費生活については、小学校における物や金銭の使い方と買物の学習を踏まえ、自覚ある消費行動の基礎として、自分の消費に使える金銭には限りがあることや優先順位を考えた計画的な支出が必要であることなどに気付くようにする。

消費者の基本的な権利と責任については、実際の消費生活とかかわらせて具体的に考えさせるとともに、消費者基本法の趣旨を理解できるようにする。例えば、中学生の消費行動とかかわらせて、商品を購入することは、選ぶ権利であるとともに責任を伴うことなどについても理解できるようにする。なお、自分や家族にかかわる消費生活の問題については、例えば、消費生活センターなどの各種相談機関やクーリング・オフ制度を取り上げ、消費者としての自覚を高めるようにする。

指導に当たっては、D(1)のイの事項との関連を図り、中学生にかかわりの深い事例を取り上げて、消費生活に関心をもたせるとともに、生徒が主体的に学習できるよう配慮する。例えば、消費者にかかわるトラブルについてロールプレイングをしたり、地域の消費生活センターを見学したりするなどの学習活動が考えられる。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

ここでは、中学生の身近な消費行動を振り返る学習を通して、販売方法の特徴を知り、生活に必要な物資・サービスを適切に選択、購入及び活用ができるようにする。

販売方法については、店舗販売と無店舗販売の特徴を知り、それぞれの利点や問題点について具体的な事例を通して考え、適切な方法で購入できるようにする。特に、多様化している無店舗販売については、中学生にかかわりの深い販売方法として、例えば、通信販売や訪問販売などを取り上げる。

生活に必要な物資・サービスの選択、購入に当たっては、本当に必要かどうかの判断が大切であることに気付くようにし、多くの情報の中から適切な情報を収集・整理し、物資・サービスの適切な選択ができるようにする。例えば、品質、機能、価格、アフターサービス、環境への配慮など、それぞれに応じた選択の視点が必要であることを理解させたり、それらに関連する品質表示やマークなどの表示の意味を知り、選択、購入の際に適切に活用できるようにしたりする。

また、購入時の支払いについては、二者間の契約を中心に取り上げ、即時払い・前払い・後払いのそれぞれの特徴について理解できるようにする。なお、地域や生徒の実態によっては、プリペイド型の電子マネーが増加していることにも触れ、その適切な取扱いについて指導することも考えられる。

物資・サービスの活用については、購入したものを適切に使用し、十分に生かすことができるようにする。また、購入したものを、その必要性や活用度、環境への負荷などの観点から見直すことが消費者として大切であることに気付くようにする。

指導に当たっては、中学生の身近な事例を取り上げ、主体的な消費行動につながるよう配慮する。例えば、自分や家族の購買経験から、それぞれの販売方法の利点や問題点について話し合い、購入の目的に応じた販売方法を検討することが考えられる。また、物資・サービスの選択場面を想定し、適切な情報を収集、整理する活動なども考えられる。

この学習では、内容の「A家族・家庭と子どもの成長」、「B食生活と自立」又は「C衣生活・住生活と自立」の学習との関連を図り、例えば、食品や衣服、遊び道具の材料の選択、購入などの具体的な場面を取り上げ実践的に学習するよう配慮する。

教科書における記述例

資料41-3 P36～42参照。(教科書は現行学習指導要領を基に作成。)

2. 法・政治教育に関する記述例 (下線は主な改善例)

(1) 社会〔公民的分野〕

中学校学習指導要領(平成20年3月)

2 内容

(3) 私たちと政治

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

3 内容の取扱い

ア アについては、日常の具体的な事例を取り上げ、日本国憲法の基本的な考え方を理解させること。

イ イについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 調査や見学などを通して具体的に理解させること。

(イ) 「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。

中学校学習指導要領解説 社会編(平成20年7月)(抄)

(アについて)

「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させる」については、民主主義は個人の尊厳を基礎とし、すべての国民の自由と平等が確保されて実

現するものであることについて理解を深めさせることを意味している。その際、人間が生まれながらもつ権利として保障されている基本的人権の意味を中心に考えさせるとともに、それを保障している法の意義について理解させる。

「民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ」については、民主的な社会における法は、国民生活の安定と福祉の向上を目指し、国民の意思のあらわれとして国民の代表によって構成されている議会によって制定されるものであり、国や地方公共団体が、国民の自由と権利を侵さないようにそうした法の拘束を受けながら政治を行っていることを、理解させることが大切である。したがって、「法に基づく政治」が民主政治の原理となっており、その運営によって恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解させる。

「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる」については、日本国憲法が最高法規であることに着目させ、法の意義及び法に基づく政治の理解を踏まえ、日本国憲法に基づく政治によって、国民の自由と権利が守られ、民主的な政治が行われるということについて考えさせることを意味している。

(略)

次に、国民主権については、国の政治を最終的に決定する権限が国民にあることを述べたものであり、代表民主制においては、その権力が国民の代表者によって行使されることを理解させることを意味している。

(略)

(イについて)

「地方自治の基本的な考え方について理解させる」については、住民自治を基本とする地方自治の考え方について理解させることを意味している。すなわち、地域社会における住民の福祉は住民の自発的努力によって実現するものであり、住民参加による住民自治に基づくものであること、そして、このような住民自治を基本とする地方自治の考え方が、地方公共団体の政治の仕組みや働きを貫いている基本的な考え方であることについて理解させることを意味している。

また、このことを理解させるために、身近な地方公共団体の政治について取り上げるとともに、住民の権利や義務に関連させて扱うことにより、地域社会への関心を高め、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てることが大切である。さらに、日本国憲法における地方自治の保障の重要性にも気付かせることも大切である。

「地方公共団体の政治の仕組みについて理解させる」については、地方公共団体の政治についても代表民主制の仕組みが取り入れられており、住民の代表として選出された執行機関の最高責任者である首長と、同じく住民の代表として選出された議員によって構成される議会の二つの機関の関係を中心に理解させることを意味している。

「国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせる」については、民主政治とそれを支える国民という観点から基本的事項について理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせることを意味している。

すなわち、国会については、主権者である国民の代表者によって構成される国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関であることを理解させるとともに、内閣については、国会が国権の最高機関であることと関連させて、我が国が議院内閣制を採用していること、衆議院の総選挙が行われれば必ず内閣は総辞職し、民意を反映した新しい内閣ができる仕組みを取っていることについて理解させることを意味している。その際、近代国家の多くが権力分立制を取り入れていることや、それが、政治権力が特定の者に集中し、乱用されることを防止し、国民の自由や権利を守る上で大切なものであることを理解させることが大切である。

政党については、それが同じ政治上の主義・主張を有する者により組織され、政策を示し多くの人々の合意を得て政権を獲得しそれを実現しようとする団体であり、議会制民主主義の運営上欠くことのできないものであることについて理解させることを意味している。その際、現在の政党への関心を高めるように扱い、特定の政党の由来や綱領の細かい事柄に触れないようにすること、政党には様々な立場があり、それぞれ国民から支持されていることを理解させるなど適切な指導が必要である。

これらのことを踏まえ、このような国民の代表者によって構成される議会で国民の意思を決定する議会制民主主義が我が国の政治の原則となっていること、また国民の意思が国政の

上に十分反映されてこそ、すべての国民が自由と豊かな生活を保障されるようになること、したがって、議会制民主主義を守り、発展させようとする努力が必要であることについて考えさせることが大切である。

「多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる」については、まず、多数決が民主的な議決方法として、国会における審議の際に国家の意思決定の方法として用いられているほか、国政をはじめとする多くの場において用いられることに着目させて、その理由について十分に考えさせて理解させることを意味している。その際、内容の(1)のイの「社会生活における物事の決定の仕方」についての学習と関連させながら、多数決の原理が国民のための政治に結び付くには十分な説得と討論が前提とされること、そのためには言論の自由が保障されなければならないことについて、十分に理解させること、さらに、多数決が公正に運用されるためには、反対意見や少数意見が十分に尊重されることが必要であることや、多数決でも決めてはならないことがあることについても理解させることが大切である。

「国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させる」については、法に基づく公正な裁判によって国民の権利が守られ、社会の秩序が維持されていること、そのため、司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることについて理解させることを意味している。その際、抽象的な理解にならないように裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解させるなどの工夫が大切である。

また、「裁判員制度についても触れ」(内容の取扱い)ながら国民の司法参加の意義について考えさせ、国民が刑事裁判に参加することによって、裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることになり、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことに気付かせることが大切である。

「民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる」については、民主政治を推進するためには、公正な世論の形成や国民の政治参加が必要となること、また、国民の意思が国政や地方の政治に十分反映させることが必要であり、国民一人一人が政治に対する関心を高め、主権者であるという自覚を深め、主体的に社会に参画することが大切であることについて考えさせることを意味している。例えば、世論を形成し、国民の意思を政治に反映させるに当たっては、選挙、住民運動、政党の役割やマス・コミュニケーションの働きが大きいこと、そして、言論、出版その他の表現の自由の保障や主権者としての良識ある主体的な判断力の育成が民主政治にとって大切であることを、国民の政治参加と関連付けて考えさせるなどの工夫が大切である。その際、内容の(1)の「イ現代社会をとらえる見方や考え方」で学習したことを踏まえて、考えたことを説明させたり、自分の意見をまとめさせたりするなどの工夫をすることが大切である。

「選挙の意義」については、それが、主権をもつ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させるとともに、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義を考えさせることを意味している。

その際、具体的な事例を取り上げて関心を高めさせるとともに、正しい選挙が行われることや選挙に参加することの重要性について十分に考えさせることが大切である。

これらの議会制民主主義に関する学習を通して、民主政治が権力分立により国民の自由や権利を守るとともに、国民の意思の反映を図る仕組みをもっていること、また、国民の積極的な政治参加により民主政治を推進することが大切であることを理解させ、人間を尊重し自由と権利を保障する民主政治を守り発展させようとする意欲と態度を養うことが大切である。

教科書における記述例

資料41-3 P1～21参照。(教科書は現行学習指導要領を基に作成。)

II 高等学校

1. 消費者・金融経済教育に関する記述例 (下線は主な改善例)

(1) 公民〔政治・経済分野〕

高等学校学習指導要領改訂案（平成20年12月公表）

2 内容

(2) 現代の経済

現代の日本経済及び世界経済の動向について関心を高め、日本経済のグローバル化をはじめとする経済生活の変化、現代経済の仕組みや機能について理解させるとともに、その特質を把握させ、経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。

ア 現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

3 内容の取扱い

アについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと。また、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも触れること。

高等学校学習指導要領解説 公民編

具体的な内容については、高等学校学習指導要領を改訂した後に検討。

教科書における記述例

資料41-3 P55～67参照。（教科書は現行学習指導要領を基に作成。）

(2) 家庭〔家庭総合〕

高等学校学習指導要領改訂案（平成20年12月公表）

2 内容

(3) 生活における経済の計画と消費

生活における経済の計画、消費者問題や消費者の権利と責任などについて理解させ、現代の消費生活の課題について認識させるとともに、消費者としての適切な意思決定に基づいて、責任をもって行動できるようにする。

ア 生活における経済の計画

生活と社会とのかかわりについて理解させ、生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について認識させる。

イ 消費行動と意思決定

消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。

ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させ、消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。

(5) 生涯の生活設計

生活設計の立案を通して、生涯を見通した自己の生活について主体的に考えることができるようにする。

ア 生活資源とその活用

生活の営みに必要な金銭、生活時間などの生活資源についての理解を深め、有効に活用することの重要性について認識させる。

イ ライフスタイルと生活設計

自己のライフスタイルや将来の家庭生活と職業生活の在り方について考えさせるとともに、生活資源を活用して生活を設計できるようにする。

3 内容の取扱い

イ 内容の(3)のアについては、家庭の経済生活の諸課題について具体的に扱うようにすること。ウについては、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り上げて具体的に扱うこと。

高等学校学習指導要領解説 家庭編

具体的な内容については、高等学校学習指導要領を改訂した後に検討。

教科書における記述例

資料41-3 P68～75参照。(教科書は現行学習指導要領を基に作成。)

2. 法・政治教育に関する記述例 (下線は主な改善例)

(1) 公民〔政治・経済〕

高等学校学習指導要領改訂案(平成20年12月公表)

2 内容

(1) 現代の政治

現代の日本の政治及び国際政治の動向について関心を高め、基本的人権と議会制民主主義を尊重し擁護することの意義を理解させるとともに、民主政治の本質について把握させ、政治についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。

ア 民主政治の基本原則と日本国憲法

日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観するとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方につい

て考察させる。

3 内容の取扱い

(ア) アの「法の意義と機能」、「基本的人権の保障と法の支配」、「権利と義務の関係」については、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度を扱うこと。「民主政治の本質」については、世界の主な政治体制と関連させて扱うこと。また、「現代政治の特質」については、世論形成などについて具体的事例を取り上げて扱い、主権者としての政治に対する関心を高めることに留意すること。

高等学校学習指導要領解説 公民編

具体的な内容については、高等学校学習指導要領を改訂した後に検討。

教科書における記述例

資料41-3 P43～54参照。(教科書は現行学習指導要領を基に作成。)